

兵庫県公報

平成23年7月1日 金曜日 第2299号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	5
○ 豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業等の認可（都市計画課）	6
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6

告 示

兵庫県告示第725号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
浜坂町区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって居組の区域の者が専業として行う漁業	平成23年5月30日



兵庫県告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町下石井字大ドウ1083、1084の1から1084の3まで、字坂立口1085、字坂立1086から1093まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(i) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大ドウ1083・1084の1から1084の3まで・字坂立口1085（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町椒字黒尊谷240の1、240の3、241

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字金場1242、1242の4

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字金場1242の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区下岡字曲谷1254の1、1254の2、1254の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 美方郡香美町香住区下岡字大地蔵1255の1、1256、1256の1、1257の1、1258、1259の1、1260の1、字畑個1294、字臼ノ谷1295、1295の1、字足根1309の1、1310、1311、字稲丸1316、字加鳥1320の1から1320の3まで、字和山谷1322の1から1322の5まで、字白ケン京1323
- 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 美方郡香美町香住区下岡字曲谷1254の4
- 2 保安林として指定された目的
 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第733号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
 公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
 平成23年6月20日から同年8月31日まで
- (3) 作業地域
 西宮市甲風園1丁目
- 2 (1) 作業種類
 公共測量（街区多角点の復旧測量）

- (2) 作業期間
平成23年 6月27日から同年 8月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市丸橋町及び甲風園 2丁目



兵庫県告示第734号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳（世界測地系へ座標変換））
- 2 作業期間
平成22年 9月27日から平成23年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市荒木町ほか



兵庫県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 7月 1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 7月 1日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 若 桜 下 三 河 線	佐用郡佐用町下三河字タカンボ921番から 同 郡同 町下三河字廣國494番2まで	旧	6.0から 23.0まで	427.0	
		新	12.0から 39.0まで	433.0	



兵庫県告示第736号

行政手続法（平成 5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成23年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成23年 7月14日（木）午後 3時から午後 4時まで
- 2 場所
加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社大興殖産
代表者氏名 山 本 清 云
事務所所在地 加古川市野口町二屋26-7
免 許 番 号 兵庫県知事(5)第400756号
免 許 年 月 日 平成19年 6月29日



兵庫県告示第737号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
北但行政事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに香住都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに浜坂都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業
 - (2) 名称
豊岡都市計画 3 号北但ごみ処理施設、香住都市計画 1 号北但ごみ処理施設及び浜坂都市計画 3 号北但ごみ処理施設
- 3 事業施行期間
平成23年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
豊岡市竹野町森本字田尻、字政岡、字市場及び字ホウキ並びに竹野町坊岡字森、字小判谷口及び字上木谷
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A2037	平成23年12月16日	たつの市	西播磨県民局	平成23年 6 月 2 日
同 上	A2138	平成24年 3 月31日	同 上	同 上	同



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市上中字溝ノ内329番 2、329番 3、331番 1、332番 2、333番 1、334番 1、335番 1、336番 2、353番 1、353番 3、353番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
島根県益田市下本郷町206番地 5
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯 塚 正
- 3 許可年月日及び許可番号
平成23年 6 月 8 日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 5 - 2 号（22加東）